

答 申 書
(答申第 292 号)
令和元年(2019年) 6月 21 日

1 審査会の結論

「平成〇年〇月〇日に特別養護老人ホーム〇〇〇で発生した事故に係る実地指導結果」について、北海道知事が 3 号情報に該当するとして非開示とした部分については妥当であるが、請求人が主張する文書について、対象個人情報として指定しなかったことは妥当ではなく、当該文書を指定し、改めて開示決定をすべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る個人情報の内容は、「平成〇年〇月〇日に発生した、特別養護老人ホーム『〇〇〇』（岩見沢市〇〇〇）内で、入居中に起きた、入居者〇〇〇の居室内の転倒事故の〇〇〇側から提出された『事故等発生状況報告書』の内容を元に、施設に立入調査した空知総合振興局の調査結果票等ならびに関連する資料。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して「平成〇年〇月〇日に特別養護老人ホーム〇〇〇で発生した事故に係る実地指導結果」（以下「本件個人情報」という。）を対象個人情報と特定し、その一部が条例第 16 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号（以下「3 号情報」という。）及び同項第 8 号に該当するとして、平成 31 年 1 月 22 日付け空保社第 5221 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分について、審査請求人（以下「請求人」という。）は、3 号情報非開示部分の妥当性、開示された本件個人情報に係る内容の誤り及び対象個人情報の指定不足について主張していることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 3 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 3 号は、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるもの」とは、開示することにより、法令又は社会通念に照らして、当該法人等若しくは当該事業を営む個人が有すると考えられる競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる次のような情報をいう。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの

(イ) 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上で内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの

(ウ) 開示することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的な評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

イ 請求人は、全文黒塗り開示部分について、文の構成を想定すれば 3 号情報に該当するものと思われる

が、文章の構成上 3 号情報に係る部分のみを非開示にすれば良いと主張する。

ウ 実施機関は、3 号情報に該当するとして非開示とした部分については、法人内における事故の補償に関する対応等の経過、個人に対する評価等に関する記述等が記載されており、これらの情報は法人が事業活動を行う上で内部管理上の事項等に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められると主張する。

エ 審査会として本件個人情報を見分したところ、3 号情報に該当するとして非開示とした部分には、大きく分けて以下の内容が記載されていた。

- ・ 本件事故の補償に関する経過、法人における個人に対する評価等に関する記述
- ・ 法人の取引先会社名
- ・ 法人代表者印の印影

オ 本件事故の補償に関する経過、法人における個人に対する評価等に関する記述については、法人の本件補償に対する考え方や内部協議等に関する情報及び個人に対する率直な評価等に関する情報であり、これらの情報は一般に公開されることを欲しない、法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められる。

これらの情報を開示することとすると、当該個人に無用の誤解を与え、又は無用の不信感を抱かせることとなり、今後の法人活動の円滑な実施に影響を及ぼすことが考えられることから、法人の事業運営が不当に損なわれると認められる。

カ 法人の取引先会社名については、「特別養護老人ホーム〇〇〇」が契約している保険会社及び保険会社に関する調査会社に関する情報であり、これらの情報は一般に公開されることを欲しない、法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められる。

これらの情報を開示することとすると、「特別養護老人ホーム〇〇〇」と他社との信頼関係が損なわれる事が考えられ、法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

キ 法人代表者印の印影については、認証的機能を有しており、法人自身が管理し、一般に公開されることを欲しない、法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められる。

これらの情報を開示することとすると、偽造等の不正使用を誘発する可能性を高め、虚偽の契約書等の作成が容易となるなど、当該法人に不利益を与える、法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

ク 以上のことから、実施機関が3 号情報に該当するとして非開示とした部分については、妥当であると判断する。

(4) 本件個人情報に係る内容の誤りについて

ア 請求人は、簡易報告書及び決定書において「〇〇〇氏」との記述が数回あるが、全て「〇〇〇氏」として読み替えていいのか。〇〇〇と読み替えるのであれば修正して再開示されたいとして、本件個人情報に係る内容の誤りについて主張する。

イ しかし、本件審査請求は個人情報一部開示決定処分に対するものであり、当審査会として判断すべきは、開示及び非開示の適否についてである。

したがって、本件個人情報に係る内容の真偽については、当審査会で判断すべきものではない。

なお、条例第 28 条において、開示を受けた自己に関する個人情報の事実に誤りがあるときは、その訂正を請求できる旨を定めており、請求人はこの権利を有している。

(5) 対象個人情報の指定の不足について

ア 請求人は、平成 28 年 5 月 17 日に空知総合振興局保健環境部社会福祉課において、請求人が作成し担当職員に手渡した資料が開示されていないので追加開示されたいと主張する。

イ 実施機関は、請求人が言う、請求人が作成し空知総合振興局の職員に手渡した資料については、請求人の事故に対する考え方等が記載されたものであり、当該施設に係る実地指導結果及び実地指導結果に

関連する資料ではないことから、本件開示請求に係る対象個人情報には該当しないものであると主張する。

ウ 当審査会として、実施機関に確認したところ、本件個人情報に係る実地指導は、請求人の主張する文書をきっかけに行われたことが確認された。

のことから、請求人の主張する文書が無ければ、当該実地指導は行われなかつたものと考えられ、その性質からも本件開示請求に係る個人情報の内容である、実地指導結果に関連する資料であると認められる。

したがつて、本件開示請求に対して、請求人の主張する文書を対象個人情報として指定しなかつたことは妥当ではなく、実施機関において、当該文書を指定し、改めて開示決定をすべきであると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成31年(2019年) 3月15日	<input type="radio"/> 諒問書の受理（諒問番号 597） <input type="radio"/> 実施機関から関係書類 ((1)諒問文、(2)審査請求書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報開示決定通知書延長通知書の写し、(5)個人情報一部開示決定通知書の写し、(6)審査請求の概要、(7)弁明書の写し、(8)対象公文書の写し)
平成31年(2019年) 3月18日	<input type="radio"/> 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成31年(2019年) 4月22日 (第三部会)	<input type="radio"/> 審査請求人の意見陳述 <input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 審議
令和元年(2019年) 5月23日 (第三部会)	<input type="radio"/> 答申案骨子審議
令和元年(2019年) 6月12日 (第99回審査会)	<input type="radio"/> 答申案審議
令和元年(2019年) 6月21日	<input type="radio"/> 答申